

社会福祉法人に対する行政処分（改善命令）について

平成28年3月29日
北海道保健福祉部
福祉局施設運営指導課

1 趣旨

次の法人には、法令等に反する法人運営が認められ、過去3回の改善命令を行うなど改善に向けた指導を行ってきた。

しかし、昨年8月の指導監査において、財務状況の一層の悪化が判明し、その改善を求めてきたが、報告された取組内容が十分とは言えず、社会福祉法人としての継続的・適切な福祉サービスの提供が困難となることが危惧され、また、過去の改善命令や指導に反する取扱いも再び見られたことから、本日、行政処分（社会福祉法第56条第2項に基づく改善命令）を行った。

2 対象法人

法人名 社会福祉法人札幌恵友会（理事長：小島 和彦）
所在地 札幌市北区新川715番地2

3 確認結果と改善命令事項（概要）

(1) 法人経営基盤の安定性の確保

【確認結果】

- 法人の財務状況の一層の悪化が判明し、報告されていた改善の取組も遅延していたため、必要な改善を更に求め、その報告を受け、内容を確認した。
- 長期借入金の借換や追加借入については、今後、短期借入を繰り返さず、安定的な運営を継続させるために十分な資金が確保されたと見えなかった。
さらに、支出圧縮策については、既の実施済みで追加報告されるべきでないものや道が実施を求めたものが正当な事由もなく次年度に実施が見送られていた。
- 財務状況を真摯に認識するよう求めた理事会等において、本部役員等により、算出根拠が不明確な予算収支額と対比させた中間決算収支の報告など適切さを欠く情報提供が行われていた。

【改善命令事項】

平成28年6月賞与の支給期までに、法人年間事業費の12分の1以上の資金を確保し、維持すること。それが困難な場合は、同じ地域で経営基盤の強化等に実績がある社会福祉法人から多数の役員の参画を得て、又は、当該役員に運営を委ねるなどで新体制を構築し、経営基盤の強化に取り組むこと。

(2) 法人役職員等による適切な法人運営の確保

【確認結果】

- 適切さを欠く理事会等への情報提供のほか、これまでの改善命令で講じてきたコンプライアンス推進組織の正当な事由もないままの活動の停止、本部役員等による法人規程違反やこれまでの指導事項である「所轄庁指導事項の職員周知」を拒むかのような事実が判明した。

【改善命令事項】

改善命令を受ける事態に至らしめた本部役員等の責任の所在を明確にすること。法令、改善命令等のほか、法人諸規程を本部役員等が厳格に遵守し、職員に周知徹底が図られる本部体制を構築すること。職員の勤務内容変更は関係法令に則り適正な手続きにより行うこと。

4 根拠法令等

社会福祉法第24条（経営の原則）及び第56条第2項（改善命令）

（担当：法人運営グループ）